

執行役及び執行役員に対する譲渡制限付株式の交付に関するお知らせ

三菱ケミカルグループ株式会社（以下「当社」といいます。）は、下記のとおり、2026年4月16日開催の報酬委員会において、当社の執行役に対して譲渡制限付株式の交付を行うことを決定し、また、2026年4月23日開催の執行役会議において、当社の執行役員に対して譲渡制限付株式の交付を行うことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

加えて、当社の子会社である三菱ケミカル株式会社（以下「三菱ケミカル」といいます。）は、2026年4月23日開催の取締役会において、三菱ケミカルの執行役員に対して譲渡制限株式の交付を行うことを決定いたしましたので、あわせてお知らせいたします。

1. 交付の概要

(1)交付日	2026年5月15日
(2)交付する株式の種類及び株式数	当社普通株式 114,141株
(3)交付対象者	当社の執行役と執行役員 6名 三菱ケミカルの執行役員 11名

2. 交付の目的及び理由

当社は、2020年2月28日開催の報酬委員会において、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与し、リテンションを高めると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として、執行役を対象とする報酬制度として、当社の一定の役員等のいずれも退任した時に譲渡制限が解除される内容の譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、2022年からは、執行役員に対しても同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

また、当社では、2023年4月以降の譲渡制限付株式報酬制度に基づく譲渡制限付株式の交付は、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として設定した役員報酬BIP信託を通じて交付する方法により行っており、三菱ケミカルも本交付方法と同様の方法により株式を交付いたします（以下、信託を通じて株式を交付する方法を「本交付方法」といいます。）。

当社は、2026年4月16日開催の報酬委員会において、当社の執行役3名に対し、譲渡制限付株式を付与する目的、当社の業績、執行役の職責の範囲その他諸般の事情を勘案して、本交付方法により、譲渡制限付株式として当社の普通株式40,531株を交付することを決定し、また、2026年4月23日開催の執行役会議において、当社の執行役員3名に対して、上記と同様の事情を勘案して、本交付方法により、譲渡制限付株式として当社の普通株式13,731株を交付することを決定いたしました。さらに、三菱ケミカルは、2026年4月23日開催の取締役会において、三菱ケミカルの執行役員11名に対して、上記と同様の事情を勘案して、本交付方法により、譲渡制限付株式として当社の普通株式59,879株を交付することを決定いたしました。

譲渡制限付株式報酬制度の概要は次のとおりです。

<譲渡制限付株式報酬制度の概要>

交付される当社の普通株式（以下「本交付株式」という。）には譲渡制限付株式信託規則に従い譲渡制限が設定されますが、譲渡制限の概要は以下のとおりです。

(1)譲渡制限期間

譲渡制限付株式を付与された役員（以下「対象役員」という。）は、当社又は当社の100%直接出資国内子会社（以下、総称して「MCGグループ」という。）の取締役、執行役又は執行役員のいずれも退任するまでの間、本交付株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2)譲渡制限の解除条件

対象役員が、本交付株式の交付日の直前の4月1日から翌年3月31日までの期間(以下「本役務提供期間」という。)、継続して、MCGグループの取締役、執行役又は執行役員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本交付株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象役員が本役務提供期間において、MCGグループの取締役、執行役又は執行役員のいずれも退任した場合には、譲渡制限期間の満了時において、次の各場合に応じて、次の数の本交付株式につき、譲渡制限を解除する。

① 死亡又は就労不能障害の場合

本交付株式の全て

② 人事異動その他当社報酬委員会が正当と認める理由による場合

退任までの期間に応じて合理的に調整した数の本交付株式

(3)当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本交付株式を当然に無償で取得する。

(4)株式の管理

本交付株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5)組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、報酬委員会の決議により、本交付株式の全てにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

以上

お問合せ先
三菱ケミカル株式会社
コーポレートコミュニケーション部
メディアリレーショングループ
TEL : 03-6748-7140